

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 金融庁	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> </ul> <p>特定目的会社については、一定の要件（導管性要件）を満たす場合、法人税の計算上、当該法人が支払う配当金を損金算入することが認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集の要件を見直すこと</p>		
関係条文	<p>地方税法第53条、第72条の23、第321条の8          地方税法施行令第7条第14項、租税特別措置法第67条の14、租税特別措置法施行令第39条の32の2</p>		
要望理由	<p>現行制度においては、特定目的会社の導管性要件の一つに当該特定目的会社が発行する特定社債が国内で50%超募集されていることが規定されており、海外投資家の特定目的会社への投資が制限されている。</p> <p>不動産証券化市場に係る資金の調達方法を多様化し、当該市場への資金供給に厚みを持たせる観点から、特定社債への海外投資家の制限を見直すとともに、海外投資家による投資のあり方について検討することが必要である。</p>		
減収見込額	<p>（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他 なし</li> </ul>
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税 国税においても同様の措置を要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他 なし</li> </ul>
過去の要望経緯	<p>平成20年度要望において機関投資家要件の拡充が行われた          平成21年度要望において90%超配当支払要件等の拡充が行われた。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		